

一般社団法人 和歌山県作業療法士会

定 款 施 行 規 則

平成 22 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この施行規則は、一般社団法人和歌山県作業療法士会定款をうけ、本会事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(会 章)

第 2 条 本会会章を別図第 1 のとおり定める。

第 2 章 会 員

(入 会)

第 3 条 定款第 5 条に規定する正会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第 1 号様式のとおりとする。

2. 定款第 5 条に規定する準会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第 2 号様式のとおりとする。

3. 定款第 5 条に規定する賛助会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第 3 号様式のとおりとする。

(正会員の入会金及び会費)

第 4 条 定款第 7 条に定める正会員の入会金は 1,500 円とする。

2. 定款第 7 条に定める正会員の会費は、年額 8,500 円とする。

3. 入会金及び会費の納入は、原則として当該年度の 6 月末日とする。

4. 正会員の入会金及び会費の変更は、総会の議決によらなければならない。

(準会員の会費及び特典)

第 5 条 準会員の会費及び特典は、以下に定める準会員規程によるものとする。

(1) 定款第 7 条に定める準会員の入会金は 1,500 円とする。

(2) 定款第 7 条に定める準会員の会費は年額 8,500 円とする。

(3) 入会金及び会費の納入は、原則として当該年度の 6 月末日とする。ただし、年度内の異動の場合は、当該年度の準会員会費は免除する。

(4) 準会員の特典は以下の通りとする。

・会誌「きよひめ」等の刊行物を取得することができる。

・本会主催の研修会その他の事業へ参加することができる。

(5) 準会員の入会・会費及び特典の変更は、総会の議決によらなければならない。

(賛助会員の会費及び特典)

第 6 条 賛助会員の会費及び特典は、以下に定める賛助会員規程によるものとする。

- (1) 定款第7条に定める賛助会員の会費は年額8,500円とする。
- (2) 会費の納入は、原則として当該年度の6月末日とする。
- (3) 賛助会員の特典は以下の通りとする。
 - ・会誌「きよひめ」等の刊行物を取得することができる。
 - ・本会主催の研修会その他の事業へ参加することができる。
- (4) 賛助会員の入会・会費及び特典の変更は、総会の議決によらなければならない。

(会員証)

第7条 会長は、入会を承認した者に対し、会員証として別図第2のシールを交付する。

(会員名簿)

第8条 会員は、氏名、勤務先、住所等に変更があったときには、遅滞なく会長に届け出なければならない。

2. 本会は会員名簿を作成し、会員の異動のある毎にこれを訂正する。
3. 異動・変更届の書式は、別記第4号様式のとおりとする。

(退会)

第9条 定款第8条に規定する退会届の書式は、別記第5号様式のとおりとする。

第3章 選挙

(選挙管理委員会の設置)

第10条 定款21条第1項に規定する選挙を行うため、選挙管理委員会をおく。

(選挙管理委員会の構成)

第11条 選挙管理委員会は、理事以外の3名により構成する。

2. 委員長及び、委員の選任は、本施行規則第29条第3項に従うものとする。委員長及び、委員の任期は定款第24条の理事及び監事の任期に準ずる。

(選挙公示と立候補の締切)

第12条 選挙管理委員会は、投票日の60日以前に、選挙期日、選挙すべき役員の定員数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受け付けなければならない。ただし、立候補の締切日は投票日の40日前とする。

2. 立候補の届出は郵送によるものとし、締切日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の届出)

第13条 会長、副会長、理事及び監事の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員長に届出なければならない。この場合の書式は、別記第6号に準じて作成するものとする。

2. 推薦による立候補は、1名以上の推薦者を必要とし、推薦者の代表が文書で届出るものとする。その書式は別記第7号様式の1に準じて作成するものとする。この場合は、本人の承諾書を添えるものとする。その書式は、別記第7号様式の2に準じて作成するものとする。

(理事会による立候補の推薦)

第 14 条 立候補者が定数に満たない時は、理事会が定員と同数の候補者を推薦する。その書式は、別記第 8 号様式の 1 に準じて作成するものとする。この場合は、本人の承諾書を添えるものとする。その書式は、別記第 8 号様式の 2 に準じて作成するものとする。

(届出受理証の発行)

第 15 条 選挙管理委員会は、第 12 条及び第 13 条による届出に対し、届出受理証を発行しなければならない。その書式は、別記第 9 号様式の 1～3 に準じて作成するものとする。

(立候補に伴う選挙管理委員会の退任と補充)

第 16 条 選挙管理委員が立候補した時は、委員の資格を失う。この場合は、本施行規則第 29 条第 3 項に従い欠員を補充しなければならない。

(選挙の方法)

第 17 条 選挙は、正会員の直接無記名郵送投票により行う。

(投票用紙の様式)

第 18 条 投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

(投票の様式と投票期間)

第 19 条 役員選挙と投票の様式は次のとおりとする。

- (1) 会長 (1 名 無記名記号式投票)
- (2) 副会長 (1 名 無記名記号式投票)
- (3) 理事 (8～15 名 複数無記名記号式投票)
- (4) 監事 (2 名 複数無記名記号式投票)

2. 会長選挙の再投票については、候補者名を記入する様式とする。

3. 投票期間は、その都度選挙管理委員会が定めるものとし、投票用紙の返送は投票締切日までの消印があるものを有効とする。

(開票立会人)

第 20 条 開票に際し立会人 10 名以内をおく。立会人は、選挙管理委員長が指名する。

(有効投票)

第 21 条 有効投票数は、投票総数の 3 分の 2 以上なくてはならない。

(無効投票)

第 22 条 次の投票は無効とする。

- (1) 規定の記号以外のものを記載したもの
- (2) 定められた欄以外の場所に記載したもの
- (3) 第 19 条に規定する数を越える記載をしたもの
- (4) 定められた投票用紙以外のもので返送したもの
- (5) 定められた投票期間外に投票用紙を返送したもの

(役員候補者の確定)

第 23 条 会長選挙の場合は、有効投票の過半数に達した者を会長候補者とし、過半数に達しない場合は上位 2 名で再度投票を行う。

2. 複数無記名記号式投票の場合は、得票数の多い者より順次役員候補者を決める。

3. 当選人を決めるに当たり得票数が同じである時は、総会においてくじで決める。

(無投票当選)

第 24 条 立候補者数が定員と一致した場合は、無投票当選とする。

(選挙運動)

第 25 条 選挙運動は次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員会は、候補者の氏名、意見等を記載した選挙公報を 1 回発行しなければならない。
- (2) 候補者及び推薦者代表が、選挙公報に氏名、意見等の記載を希望する時は、その記載文を文書で選挙管理委員会に申請しなければならない。
- (3) 会長候補者及びその推薦者 1 名は、応援意見を選挙公報に記載することができる。この場合の意見字数は 800 字以内とする。

第 4 章 会 務 運 営

(事務局及び部の設置)

第 26 条 会務処理のため事務局及び部を置く。

2. 事務局長は理事会の承認を得て会長が任命し、事務局員は事務局長の推薦を得て会長が任命する。
3. 部長は理事会の承認を得て会長が任命し、部員は部長の推薦を得て会長が任命する。
4. 事務局長及び部長は理事会に出席し意見を述べる事が出来る。
5. 事務局長、事務局員、部長、部員の任期は、定款第 24 条の役員の任期に準ずる。

(会務の分掌)

第 27 条 事務局及び部は、次のとおりとする。

事務局 学術部 教育部 広報部 福利厚生部 渉外部 事業部 保険部 財務部

(分掌事項)

第 28 条 事務局及び部の分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

事務局

- (1) 会員の入退会、会員原簿に関する事
- (2) 会員名簿に関する事
- (3) 内外の公文書に関する事
- (4) 議案書、会議資料、議事録に関する事
- (5) 会議案内、会議場設営、接待に関する事
- (6) 総会議事運営に関する事
- (7) 協会本部との連携に関する事
- (8) 儀礼関係、内外の来信に関する事
- (9) 資産の維持、管理に関する事
- (10) 他団体等の会員表彰の推薦に関する事
- (11) 刊行物の保管に関する事
- (12) その他各部に所属しないことに関する事

学術部

- (1) 研修に関する事
- (2) 県学会に関する事
- (3) 専門領域の研究・開発に関する事
- (4) 学術資料の収集及び活用に関する事
- (5) その他学術に関する事

教育部

- (1) 新人教育に関する事
- (2) 生涯教育に関する事
- (3) 臨床実習指導の向上に関する事
- (4) 協会本部との連携に関する事
- (5) その他教育に関する事

広報部

- (1) 会誌「きよひめ」の編集に関する事
- (2) 広報・宣伝に関する事
- (3) その他広報に関する事

福利厚生部

- (1) 会員の親睦に関する事
- (2) 会員の健康増進に関する事
- (3) 会員の福利厚生に関する事
- (4) その他

渉外部

- (1) 関係行政機関との折衝に関する事
- (2) 関係団体・関係者との連絡調整に関する事
- (3) 作業療法士の職域拡大に関する事
- (4) その他渉外に関する事

事業部

- (1) 公益活動の企画・運営に関する事
- (2) 作業療法啓発活動の企画・運営に関する事
- (3) 会員を対象とした事業の企画運営に関する事
- (4) 他の部署が企画する事業への参画に関する事
- (5) その他状況に応じた研修会の企画・運営に関する事
- (6) その他事業に関する事

保険部

- (1) 作業療法の診療報酬と施設基準に関する事
- (2) 作業療法の介護報酬と施設基準に関する事
- (3) 協会本部との連携に関する事
- (4) その他保険に関する事

財務部

- (1) 予算編成に関すること
- (2) 会費その他の収入活動に関すること
- (3) 支出、決算に関すること
- (4) その他財務に関すること

(委員会の設置)

第 29 条 本会の会務運営にあたり委員会を置くことが出来る。

2. 委員会は、常設委員会、特設委員会の 2 種とする。
3. 常設及び特設委員会の委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、委員は委員長の推薦に基づき会長が委嘱する。
4. 委員長及び委員の任期は、定款第 24 条の役員の任期に準ずる。ただし、理事会において別に定めた場合はこの限りではない。

(常設委員会)

第 30 条 常設委員会は本会業務の基本事項について審議、又は審議と執行を担当する。

2. 常設委員会の種類及び分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

規約委員会

- (1) 定款、定款施行規則等に関すること

選挙管理委員会

- (1) 役員選挙に関すること

倫理委員会

- (1) 作業療法士職業倫理指針に関すること
- (2) 会員の倫理向上に関すること
- (3) 倫理問題に関する連携・情報収集・相談・連絡調整に関すること

総会議事運営委員会

- (1) 定期総会の開催に関すること
3. 常設委員会の委員長は審議の結果を理事会に報告する。
4. 常設委員会の委員長は理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

(特設委員会)

第 31 条 特設委員会は、理事会の委託を受け、特定事項の審議又は審議と執行を担当する。

2. 理事会は、特設委員会設置にあたり、任務の内容と期限を明示しなければならない。
3. 特設委員会の委員長は理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

第 5 章 会 議

(会議の運営)

第 32 条 会議の運営を円滑に行うため定款第 15～18 条に基づき、会議運営の手引きを定める。

2. 総会の議決事項
 - (1) 定款の変更

- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 会長、副会長、理事及び監事の選任
- (5) 学会長の承認
- (6) 会員の除名
- (7) 役員解任
- (8) その他、本会の運営に関する重要な事項

3. 理事会の議決事項

- (1) 総会の議決した事項の決定に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 事業計画、予算案、事業報告及び決算案の作成
- (4) 予算超過支出または予算外支出に関する事項の承認
- (5) 定款施行規則及び諸規程の作成及び変更
- (6) 事務局長、部長、委員長及び各部担当理事の承認
- (7) 学会長の推薦

(専決事項の処理)

第 33 条 事項が急施緊急を要し、総会・理事会を開催して、その議決を経る時間的余裕がない場合、総会・理事会の議決に代わって、会長が専決処理をすることができる。

2. 専決事項は、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

3. 承認の是非を問わず、すでに実施された事項は覆すことはできない。

第 6 章 総務および財務

(総務および財務)

第 34 条 会費、旅費、講師料、慶弔に関しては別に「総務および財務に関する規程」を定める。

第 7 章 施行規則の変更

(規則の変更)

第 35 条 この施行規則は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。